

一般社団法人日本レーザー歯学会専門医制度施行細則

第1章 総 則

(運営)

第1条 日本レーザー歯学会(以下「本学会」という)専門医制度規則(以下「規則」という)の施行にあたって、規則に定められている事項以外は、本学会専門医制度施行細則(以下「細則」という)に従って運営する。

(専門医と指導医の名称)

第2条 本学会の制定する専門医をレーザー歯科治療専門医と、指導医をレーザー歯科治療指導医と呼称する。

第2章 認定委員会

第3条 日本レーザー歯学会認定委員会(以下「委員会」という)は、細則の運営にあたり、委員会小委員会を設置することができる。委員会小委員会は委員の互選により定める。

(会議)

第4条 委員会の開催等は以下に定めるとおりとする。

- (1) 委員会は年1回以上開催する。ただし、必要あるときは適宜開催することができる。
- (2) 会議の議長は委員長が務める。委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。
- (3) 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状があればこの限りではない。
- (4) 議事は出席委員の過半数の賛成により決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (5) 委員長が必要と認めたときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

(業務)

第5条 委員会の業務は以下のとおりとする。

- (1) 認定研修施設の適否の判定
- (2) 認定研修課程内容の基準作成
- (3) 専門医、指導医の資格の適否の判定
- (4) 認定医資格申請者の申請資格の判定
- (5) 認定医試験の問題作成、試験の実施、合否の判定
- (6) 認定講習会の立案と実施

(認定講習会)

第6条 委員会は、専門医の学識向上のため認定講習会(以下「講習会」という)を開催する。

- (1) 講習会の開催は、年1回以上とする。
- (2) 講習会の実施に関しては、委員会において立案し、理事会に報告する。
- (3) 講習会に参加した専門医は、所定の単位を取得することができる。
- (4) すべての本学会会員は、講習会に参加することができる。

第3章 申請書類

(申請書類等)

第7条 委員会に提出する申請書等の書類は、本学会の定めた様式によるものを使用する。

(専門医認定の申請書類)

第8条 専門医の資格を申請する者は、以下の本学会の定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医申請書(14号様式)

- (2) 本学会認定医認定証(複写)
- (3) 履歴書 (2号様式)
- (4) 本学会会員歴証明書 (3号様式)
- (5) 業績目録 (5号様式)
- (6) 認定医歴証明書 (8号様式)
- (7) 単位表 (13号様式)
- (8) 日本国歯科医師免許証(複写)
- (9) 症例(薬事承認を得たレーザー機器を用いて行った治療症例), 10 症例 (17号様式)
(指導医認定の申請書類)

第 9 条 指導医の資格を申請する者は、認定申請料及び審査料を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書 (6号様式)
- (2) 履歴書 (2号様式)
- (3) 本学会会員歴証明書 (3号様式)
- (4) レーザー歯学に関する業績目録 (5号様式)
- (5) 本学会専門医歴証明書 (16号様式)

(研修施設の指定申請及び更新申請)

第 10 条 研修施設の指定申請及び更新申請をする者は、本学会の定める申請書類を委員会に提出しなければならない。(12号様式)

(専門医の資格更新)

第 11 条 専門医の資格更新申請をする者は、更新手数料(審査料を含む)を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医更新申請書 (15号様式)
- (2) 学会及び研修会出席実績表 (4号様式)
- (3) 業績目録 (5号様式)
- (4) 単位表 (13号様式)

2 専門医資格更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

(指導医の資格更新)

第 12 条 指導医の資格更新を申請する者は、更新手数料(審査料を含む)を添え、次の申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医更新申請書 (10号様式)
- (2) 学会及び研修会出席実績表 (4号様式)
- (3) 業績目録 (5号様式)
- (4) 単位表 (13号様式)

2 指導医は、原則として専門医の更新をすれば指導医も更新されたものとする。

3 新規の指導医認定期間は、専門医の認定期間を超えないものとする。

(終身資格)

第 13 条 終身資格は以下のとおりとする。

2 専門医または指導医は、その業務を遂行できる限り終身資格を継続することができる。

3 認定期間中に満 65 歳に達したもの、または満 65 歳以後に資格を認定された者は、資格の更新にあたり、本人が希望すれば更新免除申請書を委員会に提出することにより規則第 17 条の適用を受けない。以後は指導医の資格がある者は終身指導医、資格がない者は終身認定医として認定される。

(研修施設の資格更新)

第 14 条 研修施設の資格更新を行う指導医は、10 年毎に本学会の定める申請書類を委員会に提出しなければならない。(12号様式)

(専門医、指導医又は研修施設の喪失資格の復活)

第 15 条 専門医、指導医又は研修施設の喪失資格の復活申請する者は、申請料(審査料を含む)を添え(専門医及び指導医の場合)、本学会の定める申請書類を委員会に提出しな

ければならない。

第4章 研修単位及び業績の認定

(本学会の認める他の学会，他の研修会及び学術刊行物)

第16条 本学会の認める他の学会，他の研修会及び学術刊行物とは，以下のように定める。

- (1) 本学会の認める他の学会とは，日本学術会議に登録している専門学会又は本学会の認める国際学会をいい，他の研修会とは，日本歯科医師会生涯研修事業で認められている研修会・講演会をいう。
- (2) 本学会の認める学術刊行物とは，大学または日本学術会議に登録している専門学会の発行する雑誌又は本学会の認める国際学会の学術雑誌をいう。
- (3) 日本レーザー医学会及び World Federation for Laser Dentistry は本学会に準ずるものとする。
- (4) 理事会の認めた共催学会は，本学会と読み替える。

(専門医申請・更新時の取得単位の基準)

第17条 認定研修の内容は次の4項目からなり，研修単位を次のとおり定める。なお，学術集会の出席単位は，日数・時間にかかわらず1開催1回とする。

(1) 日本レーザー歯学会の学会活動

日本レーザー歯学会学術大会参加	1開催	10単位
日本レーザー歯学会教育研修会参加	1開催	6単位
日本レーザー歯学会認定講習会参加	1開催	3単位
日本レーザー歯学会歯科用レーザー安全講習会参加	1開催	3単位
日本レーザー歯学会学術大会での発表	筆頭演者	1回 10単位
	共同演者	1回 5単位
日本レーザー歯学会誌での発表	筆頭著者	1編 10単位
	共同著者	1編 5単位

なお，日本レーザー歯学会と World Federation for Laser Dentistry との共催の場合には，その都度単位数を決める。

(2) 他の学会での活動

日本歯科医学会総会への参加	1回	3単位
日本歯科医学会総会におけるレーザー歯学関連事項の報告	1回	3単位
他の学会または研修会への参加	1回	1単位
他の学会におけるレーザー歯学関連事項の報告，論文発表	1編	1単位

(3) 教育

教育施設でのレーザー歯学関連の講義 1年 3単位
(1施設において1年3単位とし，年間6単位を限度とする)

(4) 歯科医師会などでのレーザー歯学関連の学術講演 1回 3単位
(1回3単位とし，年間6単位を限度とする)

(専門医新規申請に定める研修単位)

第18条 専門医の認定を申請する者は，専門医認定の申請時までに細則第17条に定める研修単位を50単位以上取得していなければならない。又，細則第17条(1)にかかわる研修単位は25単位以上取得していなければならない。また，本学会認定講習会，及び本学会歯科用レーザー安全講習会への1回以上の参加を必須とする。

(取得すべき業績)

第19条 取得すべき業績は次の各号を満たすものであること

- (1) 研修施設において2年以上の認定研修を修了していること
- (2) 研究論文を1編以上本学会誌に発表すること(共同著者可，症例発表可)
- (3) 本学会学術大会で1回以上発表を行うこと(共同演者可)

なお，(1)に替わるものとして研修施設ではない場合には，委員会の議を経て理事会で

承認されればその限りではない。

(専門医更新申請に定める研修単位)

第20条 専門医の更新申請をする者は、専門医更新申請までの5年間に細則第17条に定める研修単位を50単位以上取得していなければならない。又、細則第17条(1)にかかわる研修単位は25単位以上取得していなければならない。また、本学会認定講習、及び本学会歯科用レーザー安全講習会への1回以上の参加を必須とする。

(研修単位の変更)

第21条 専門医有効期間中に取得単位数に変更があったときは、資格取得時または更新時に定められていた単位を資格の有効期間中適用する。

第5章 申請料等

(申請料等)

第22条 申請料等は、以下のよう定める。

- | | |
|--|-----|
| (1) 専門医、指導医の新規申請料 | 1万円 |
| (2) 専門医及び指導医の審査料 | 2万円 |
| (3) 専門医及び指導医の登録料 | 2万円 |
| (4) 規則第6章第19, 20条に該当する専門医及び指導医の更新手数料(審査料を含む) | 2万円 |
| (5) 規則第7章第21条第3項における喪失資格の復活にかかわる受験料は2万円、及び審査料(登録料を含む)は3万円、第4項における受験料は2万円、及び審査料(登録料を含む)は2万円 | |

第23条 既納の認定申請料、審査料、登録料及び更新手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第6章 その他

(財務)

第24条 委員会の運営にかかわる財務は、本学会会計から分離した特別会計によって処理するものとする。

(専門医、指導医及び研修施設の不正に伴う処分)

第25条 専門医が不正行為等により専門医制度の信用を傷つける行為をしたときは、処分を行う。

2 前項の事態が起きたときは、速やかに認定委員会の中に調査委員会を設け、事実が確認されたら処分内容を審議し、倫理・未承認機器委員会及び理事会に報告する。

3 処分内容は、以下に定める。

- (1) 専門医の資格剥奪(再受験不可)
- (2) 専門医の資格停止(1～5年)、資格停止中は更新申請不可
- (3) 不正が組織的に行われたときは、研修施設の資格取り消しまたは停止(1～5年)

(細則の改廃)

第26条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2013年9月28日に制定し、施行する。

ただし、本細則は経過措置として2年間の暫定期間を設け2015年9月28日から本格施行する。暫定期間中に専門医、指導医の申請を行う場合には前認定医制度規則を適用し、認定医を専門医に読み替える。

2. この細則は、2014年5月17日に改正し、この日をもって施行する。